

# みんなで支える介護保険

～平成17年度 仮徴収が始まります～

問合せ 介護保険課 32-1175 Eメール kaigo@city.yatsushiro.kumamoto.jp

介護保険とは、医療保険や年金保険と同じく、国の社会保険のひとつで、40歳以上の人は全員加入し、被保険者となります。

被保険者は、介護保険料を負担します。介護が必要だと認定され、実際にサービスを利用したときは、その9割が保険から出る仕組みになっています。



## 介護保険料の納期

八月一日の市町村合併により、年金から天引きされる特別徴収と、納付書や口座振替で納付する普通徴収とは、介護保険料の納期が異なる予定です(表2)。

今年度の介護保険料の年額と対象者(表1)

所得段階区分	対象者	年間保険料
第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	22,500円
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税の人	33,800円
第3段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に課税者がある人	45,000円
第4段階	本人が市町村民税課税で、合計所得が200万円未満の人	56,300円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得が200万円以上の人	67,500円

## 今年度の介護保険料年額と対象者

介護保険料の金額は、六十五歳以上の人の場合、本人および世帯員の市町村民税の課税状況や本人の合計所得により、表1のように五段階に分かれます。

介護保険料の納期(表2)

特別徴収 (年金から天引き)	仮徴収			本徴収			
	納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	

  

普通徴収 (納付書や口座振替)	仮徴収		本徴収(予定)								
	納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納付月	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

普通徴収では、第3期(8月)以降の納期が毎月納期になる予定です

## 本徴収と仮徴収

前年度の所得が確定するまでの間は、前年度の保険料を参考とした仮の保険料により、仮徴収が行われます。

前年度の所得が確定すると、今年度の介護保険料年額が決まり、本徴収が行われます。

### 【仮徴収】

◆普通徴収（納付書または口座振替）の人の場合：第一～二期が仮徴収

今年度の介護保険料は、前年中の所得に対する本人および世帯員の市町村民税の課税・非課税の別や本人の合計所得で、表1の所得段階区分を決めます。しかし、確定するまでの間は、前年度の所得段階区分を参考とした仮の保険料により、計算することになります。

ただし、平成十七年四月一日時点で本人および世帯状況が昨年と違う場合は、新しく変更した所得段階区分となります。

そこで、第一期（四月納期）と第二期（六月納期）は、前年度の所得段階区分に今年度介護保険料年額を当てはめた上で、その六分の一相当額（二カ月分）を各期の保険料額としています。

◆特別徴収（年金から天引き）の人の場合：第一～三期が仮徴収

前年度から引き続き特別徴収の人に ついても、今年度の所得段階区分が確定するまでの間は、仮徴収が行われま

す。

特別徴収の場合、第一期（四月納期）から第三期（八月納期）の保険料額は、前年度第六期（今年二月納期）の金額と同じ額となります。

ただし、一部の人で所得段階区分の変更などにより、仮徴収（一～三期）と本徴収（四～六期）の金額が大幅に変わる場合のみ、第二期（六月納期）以降の徴収額が、ほぼ同額になるように計算しています。

### 【本徴収】

◆普通徴収（納付書または口座振替）の人の場合：第三～十期が本徴収

今年度の介護保険料は、八月に確定します。そこで、八月以降の保険料額は、今年度年間保険料額から仮徴収額（第一期と第二期）分を差し引いた残りの額を、残りの支払い回数で割った金額になります。

◆特別徴収（年金から天引き）の人の場合：第四～六期が本徴収

特別徴収の場合、十月以降の保険料額は、今年度年間保険料額から仮徴収額（第一～三期）分を引いた残りの額を、残りの支払い回数で割った金額になります。

## 保険料の納め方

年金が年額十八万円以上の人は、本来は保険料が年金から天引きされる「特別徴収」になりますが、年度途中で六十五歳になった人

年度途中で他の市町村から転入した人 年度途中に、老齢（退職）年金の受給が始まった人

に該当する場合は、一定の期間、納付書が口座振替で納める「普通徴収」になり、翌年度の九月納期分までは、納付書で納めます。

また、年金天引きだった人が、年度途中で所得段階区分が変わり、保険料が増額になった場合は、その増額分を納付書で納めます。保険料が減額になった場合は、納付書での徴収に切り替わります。

なお、これらに該当する人は、翌年度の十月納期分から、原則として特別徴収になります。

年金が年間十八万円未満の人は、普通徴収となります。

年金の現況届が未提出などの理由で、年金が一時的に支給停止となった場合も普通徴収になります。

老齢福祉年金、遺族年金、障害年金などは特別徴収の対象となりません。

## 納付書などの送付時期

今年度第一期と第二期（四月・六月納期）の納付書・通知書の送付時期は次のとおりです。

◆普通徴収：四月十一日 送付済み

◆納付書納付：納付書を送付

◆口座振替：通知書を送付

◆特別徴収：四月六日 送付済み

◆年金天引き：通知書を送付

## 介護保険料Q & A

介護保険料額は毎年変わるの？



《回答》 介護保険料の基準額は、基本的に三年間は変わりません。ただし、介護保険料額は、本人および世帯員の所得の状況で決まりますので、年度ごとに金額が変わる可能性はあります。

介護保険料の納付書が送られてきました。国民健康保険でも介護保険分を払っています。2重払いになるのでは？



《回答》 国民健康保険税の介護納付金課税額は、世帯員の中に四十～六十四歳の人がいる場合、その人たちの所得などによって計算されます。

六十五歳以上の人の介護保険料は、六十五歳になった月から賦課し、個人ごとに納付書を送付します。

年度途中で六十五歳になる場合は、六十四歳までは国民健康保険税、六十五歳からは介護保険料として、納めることとなります。どちらも、月割で計算しますので、二重納付にはなりません。